

台湾・台中夜市2021
開催に向けた感染症防止ガイドライン

台湾・台中夜市実行委員会

INDEX

1.はじめに	…1
2.台湾・台中夜市開催の目安	…2
3.感染防止のための基本的な考え方	…4
4.主催者にて行う感染防止対策	…5
5.出展者に依頼する感染防止対策	…7
6.来場者に依頼する感染防止対策	…8
7.イベント開催時の必要な感染防止対策等について（愛知県）	…9

1.はじめに

本ガイドラインは、愛知県作成「イベント開催時の必要な感染防止対策等について」、内閣官房作成「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」及び公益社団法人日本青年会議所作成「祭り・イベント等開催に向けた感染拡大防止ガイドライン」を踏まえ、台湾・台中夜市実行委員会がイベント開催期間中の感染リスクを低下させるために設けたガイドラインとなります。

イベント開催に向け万全な対策を講じるために、

- 1.【主催者にて行う感染防止対策】
- 2.【出展者に依頼する感染防止対策】
- 3.【来場者に依頼する感染防止対策】

を明記しており、台湾・台中夜市実行委員会では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで開催に向けて準備を進めてまいります。また本ガイドラインは、「台湾・台中夜市」の開催に向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施すべき基本的注意事項をまとめたもので、今後、国または愛知県の方針変更や規制緩和等の改訂があった場合は、本ガイドラインの内容を必要に応じて適宜改訂を行うものとしします。

2021年9月
台湾・台中夜市実行委員会

2.台湾・台中夜市開催の目安

台湾・台中夜市の開催につきましては、政府が発出する緊急事態宣言やまん延防止措置等の愛知県への発令状況や規制緩和の実施状況および、愛知県の公表する新型コロナウイルス感染症に関する指標に基づき、以下のとおり、中止および開催内容を検討することとします。

また、以下の開催基準を満たす場合でも、名古屋市内で急激な感染拡大のおそれが生じた場合や、同種のイベント等でクラスター発生事例が確認された場合等においては、中止および開催内容を検討することとします。

	月	日	曜日	内容	発令措置等	備考
39	9月	27	月			
38		28	火			
37		29	水			
36		30	木			緊急事態宣言(9月30日まで)
35	10月	1	金			
34		2	土			
33		3	日			
32		4	月			
31		5	火			
30		6	水			
29		7	木			
28		8	金	出展者最終締切日		
27		9	土			
26		10	日			
25		11	月			
24		12	火			
23		13	水			
22		14	木			
21		15	金	警察・消防申請完了日		
20		16	土			
19		17	日			
18		18	月			
17		19	火			
16		20	水			
15		21	木			
14		22	金			開催判断基準ライン
13		23	土			
12		24	日			
11		25	月	中区保健所申請完了日		
10		26	火			
9		27	水			
8		28	木			
7		29	金			
6		30	土			
5		31	日			
4	11月	1	月			
3		2	火			
2		3	水			
1		4	木	前日設営		
0		5	金			
		6	土	台湾・台中夜市		
		7	日			
		8	月	翌日撤去		
		9	火			
		10	水			
		11	木			
		12	金			

※10月22日(金)18:00(開催の14日前)現在の状況を持って、開催の判断をいたします。

2.台湾・台中夜市開催の目安

基準項目	注意(警戒)領域		危険領域	
	注意(グリーンゾーン)	警戒(イエローゾーン)	嚴重警戒(オレンジゾーン)	危険(レッドゾーン)
(1)新規陽性者数 (過去7日間の平均)	50人未満 ○	50人 ○	160人 △	260人 ×
(2)陽性率 (過去7日間の平均)	2.5%未満 ○	2.50% ○	5% △	10.00% ×
(3)入院患者数 (過去7日間の平均)	235人未満 ○	235人 ○	314人 △	785人 ×
(4)入院患者のうち重症者数 (過去7日間の平均)	25人未満 ○	25人 ○	34人 △	85人 ×
(5)新規陽性者のうちの高齢者数(70歳以上) (過去7日間の平均)	7人未満 ○	7人 ○	22人 △	36人 ×

■開催の判断基準

10月22日(金)18:00現在 (開催の14日前)において発令状況で判断します。

愛知県に緊急事態宣言が発令されている場合

… **開催中止**

愛知県にまん延防止措置等が発令されている場合で

・レッドゾーンが1つ以上ある場合

… **開催中止**

・オレンジゾーンが1つ以上ある場合

… **開催内容検討(※)**

愛知県にまん延防止措置等が発令されている場合で

・イエローゾーン以下の場合

… **予定通り開催**

※開催内容検討については、開催時間の変更や収容人数の調整、ステージ内容などを検討いたします。

3.感染防止のための基本的な考え方

■ 基本の方針

- 感染リスクを高める3密
- ①循環空気の悪い密閉空間
 - ②多数が集まる密集場所
 - ③間近で会話が発生する密接

を回避するための、会場構成と現場運営を計画し、参加者（出展者・来場者・関係者・協力会社）へ具体的な対策の周知・徹底を図る。

■ 基本的な生活様式徹底のお願い

感染防止のため、基本的な生活様式を開催期間中含め日常的に行っていただくようご協力をお願いいたします。

- こまめに手洗い・手指消毒
 - マスク（※不織布マスク推奨）着用・咳エチケットの徹底
 - 3密の回避
 - ソーシャルディスタンス（最低1m、できれば2m）の確保
 - 毎朝の検温および健康チェック
- 37.5℃以上の発熱、平熱と比べて0.5℃以上高い場合、および体調不良を感じた場合は、外出はせず自宅で静養してください。

■ 台湾・台中夜市2021への来場当日に下記に該当する方は、会場への入場をお断りいたします。

- マスク（※不織布マスク推奨）を正しく着用していない場合
 - 消毒液による手指消毒をしない場合
 - 会場入口での検温にご協力いただけない場合
 - 会場入口での検温で37.5度以上の発熱がある場合、平熱と比べて0.5℃以上高い場合。
 - 会場受付にて会場スタッフの指示に従わない場合
-
- 咳・咽頭痛・息苦しさなどの症状がある場合
 - 過去に新型コロナウイルスに感染し、感染症陰性結果が出てから2週間以上経っていない場合
 - 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航歴並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に外国から日本へ入国した場合
 - その他体調がすぐれない場合（味覚・臭覚異常、疲労感や倦怠感を強く感じるなど）

4.主催者にて行う感染防止対策

開催前（計画時）

【参加者の管理】

- ・参加者への感染防止徹底の呼びかけおよび基本的な生活様式徹底の呼びかけ
- ・来場者に対し主催者が講じる感染防止対策を周知し、感染状況を収集し、政府・自治体からの方針・指示に従い、安全を重視したルール作りを行う

【運営・動線計画】

- ・3密を回避する会場構成の立案。
- ・サイン看板の設置によるソーシャルディスタンス（最低1mできれば2m）
- ・マスク（※不織布マスク推奨）着用必須、手洗い・手指消毒の励行等の呼びかけ。
- ・受付待機列が予想されるブースにおける間隔目印は床面に最低1mで毎に目印・デザインを施工。
- ・同様にブース前への購入者は3名までとし、購入エリアを確保して誘導スタッフを配置する。
- ・対面での対応がともなう販売ブースへはアクリル板やビニールカーテン等の遮断物を配置。

【衛生計画】

- ・会場入口に消毒液を設置し来場者に手指の消毒を義務付け。
- ・会場内のベンチなどの簡易な休憩所を除き、会場スタッフによる飲食テーブルの消毒を随時実施。
- ・会場内手洗い場の設置

【飲食の提供】

- ・飲食テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫し、客同士の間隔が最低1m（できるだけ2mを目安に）程度あけるよう配慮して配置。
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外で飲食しないようサイン表示等により注意喚起
- ・テーブルや椅子は頻りにアルコール消毒液などを使い消毒を実施
- ・販売・調理スタッフのマスク（※不織布マスク推奨）等の着用と頻りに手洗い
- ・販売スタッフと客の間に可能な範囲でビニールカーテンなどの遮蔽物を設置
- ・飛散防止用のシート等の遮蔽物を設置する場合は火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源の近くには原則設置することは避ける。感染予防対策上必要な場合には、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用するよう徹底。

【会期中ステージプログラム】

- ・感染リスクのあるステージイベントは感染状況を見ながら必要に応じた人数制限や自粛する。

【その他】

- ・救護室の設置と看護師の常駐
- ・展示会場へ公共交通機関を利用する場合はできるだけ分散するように周知
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）インストールご協力をお願い
- ・参加者（出展者・来場者・関係者・協力会社）の氏名および連絡先を把握

4.主催者にて行う感染防止対策

搬入出期間、及び開催期間中

- ・全入場者のマスク（※不織布マスク推奨）着用徹底の呼びかけ
- ・体温計およびサーモグラフィーによる入場時検温実施
- ※入場時に37.5℃以上の発熱がある場合および平熱より0.5℃以上高い場合は、入場をお断りし感染相談センター等の連絡先を伝え、帰宅困難の症状の場合は、救護室を案内する。
- ・会場入口、その他人の出入り場所へ消毒液を設置し利用を促すサインを設置、定期的に補充。
- ・場内アナウンスで3密注意アナウンスの実施
- ・収容者数の把握と最大収容者数を超えた場合の入場制限の実施

開催後

- ・出展者情報（氏名・連絡先）の保管・管理（会期終了後最低3週間）
- ※感染が発生した場合は、感染経路特定のため、必要情報を政府機関・自治体の要請により開示。

5.出展者に依頼する感染防止対策

開催前（準備期間）

3密防止を踏まえたブースデザインの立案

- ・ブース内が密とならない展示や導線計画の工夫
- ・来場者と接触のあるスペースの亚克力板やビニールカーテン等の遮断物を設置（ビニールカーテンは、主催者協力施工会社より、無料にて提供予定。）
- ・自社ブースに参加する自社スタッフおよび外注先スタッフの管理および予防対策を計画
- ・自社および外注先スタッフ日別名簿を作成し実行委員会へ提出

- ・ブーススタッフ用マスク（※不織布マスク推奨）及びブースで使用する消毒液の手配
 - ・関連取引先および顧客先へ、来場前の検温及びマスク着用が必須の旨を周知
- ※来場者がマスク未着用の場合は入場不可。

その他

- ・密集を避けるためにブース前での飲食はご遠慮いただき、飲食スペース等をご案内する。
- ・ゴミは袋を必ず密閉した上で廃棄するなど感染防止策を徹底。
- ・調理担当者は来場者からの飛沫感染を防ぐためフェイスシールドの着用を奨励する。
- ・提供用の食器は使い捨てとし、お茶などを提供する場合には、ペットボトルなど感染リスクの低いものを提供する。
- ・多くの人が触れるようなサンプル品や見本は極力取り扱わない。

搬入出期間、及び開催期間中

- ・毎朝の検温と体調のチェック
- ・体調のすぐれないスタッフは直ちに責任者に連絡し、責任者より実行委員会に報告すること。
- ・マスク（※不織布マスク推奨）着用・手洗い、消毒液使用の徹底。
- ・ユニフォームや衣服などはこまめに洗濯をする。
- ・特にウイルス付着の恐れがあるゴミ類（マスク（※不織布マスク推奨）、使用済みティッシュ、食べ残し、飲み残しカップ等）に関しては、手袋を着用したうえで処理することとし、ビニール袋などに入れた上で必ず密閉し主催者指定の場所に廃棄する
- ・自社ブースへの呼び込みは禁止。近隣ブースの大声での会話の必要がない環境を保持する。
- ・自社および外注先スタッフ、来場者の日別名簿作成、管理を行う
- ・ブース内の3密防止に努める
- ・ブースでのマスク（※不織布マスク推奨）着用の徹底（自社スタッフ、来場者共に）

ブース前誘導スタッフ1名

- ・ブースについては、各店が責任をもって来場者間の距離確保、人数制限をする。
- ・開催期間中の終演後はブース内の清拭消毒をした上で速やかに退館する。

開催後

- ・自社および外注先スタッフ情報（氏名・連絡先）の保管・管理（会期終了後最低3週間）
- ※感染者発生時には、感染経路特定等の理由により必要個人情報を政府機関・自治体の要請により開示をお願いすることがあります。

6.来場者に依頼する感染防止対策

会期前

- ・来場者およびペットの体調不良を感じた場合は、来場をご遠慮いただく。

会場入場時

来場当日に下記に該当する場合は、会場への入場をお断りする。

- ・マスク（※不織布マスク推奨）を正しく着用していない場合
- ・消毒液による手指消毒をしない場合
- ・会場入口での検温にご協力いただけない場合
- ・会場入口での検温で37.5度以上の発熱がある場合および平熱より0.5℃以上高い場合
- ・会場受付にて会場スタッフの指示に従わない場合

- ・咳・咽頭痛・息苦しさなどの症状がある場合
- ・過去に新型コロナウイルスに感染し、感染症陰性結果が出てから2週間以上経っていない場合
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航歴並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に外国から日本へ入国した場合
- ・その他体調がすぐれない場合（味覚・臭覚異常、疲労感や倦怠感を強く感じるなど）

入場後

- ・会場ではマスク（※不織布マスク推奨）の着用と頻繁な手洗い・消毒を実施。
- ・会場内では人との間隔を最低1m、できれば2m空ける。
- ・出展商品等に触れた場合はこまめに手指を消毒する。
- ・飲食は指定のスペースで実施し、食べ歩きは禁止とする。
- ・飲食の際はこまめに手指を消毒する。
- ・飲食の際以外はマスクを着用する。
- ・大声で話すことは避け、出展者とも最低1m、できれば2m確保するよう努める。
- ・訪問したブースについては可能な限り日時・相手先担当者等について記録する。
- ・厚生労働省開発の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールの奨励。

- ・感染が発生した場合は、感染経路特定のため、主催者より必要情報を政府機関・自治体の要請により開示する旨を同意いただく。

7. イベント開催時の必要な感染防止対策等について（愛知県）

【別紙5】

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等	
① マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラップ等の囃り物を禁止すること等）
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等（続き）	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。